奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

平成３１年４月
学 校 教 育 課

１　改正理由

県立高等学校適正化実施計画及び奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例（平成30年10月奈良県条例第12号）の規定のうち、令和２年度の入学生に関係する内容について、規則への規定を行うもの。

２　改正内容

（１）高等学校の設置
・奈良県立国際高等学校（設置学科：国際科）の設置
（２）高等学校の廃止
・奈良県立平城高等学校の廃止
・奈良県立登美ケ丘高等学校の廃止
（３）学科の廃止
・奈良県立奈良情報商業高等学校総合情報科の廃止
・奈良県立五條高等学校定時制課程普通科の廃止

３　施行期日

令和２年４月１日

４　経過措置

附則に以下の経過措置を設ける。
（１）廃止となる高等学校の存続期間
・奈良県立平城高等学校　　：令和４年３月31日まで存続
・奈良県立登美ケ丘高等学校：令和４年３月31日まで存続
（２）廃止となる学科の存続期間
・奈良県立奈良情報商業高等学校総合情報科：令和３年３月31日まで存続
・奈良県立五條高等学校定時制課程普通科　：令和５年３月31日まで存続
（３）廃止となる学校又は課程における原級留置者への対応
・原級留置となった者で、当該学校又は課程の存続期間中に卒業できないと見込まれる者については、当該原級留置となった年度の次の年度より、以下の学校の課程・学科の相当学年に在学しているものとする。
① 奈良県立平城高等学校及び奈良県立登美ケ丘高等学校
⇒ 教育長の定める基準に基づき、奈良県立国際高等学校国際科又は奈良県立西の京高等学校普通科
② 奈良県立五條高等学校定時制課程普通科
⇒ 奈良県立畝傍高等学校定時制課程普通科

以　上